

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

B

第1 設問 /

1 Y2がX1に~~対し~~(提起した将来給付の訴え(以下「本件訴え」といふ。))について「あらかじめその請求をする必要(民事訴訟法(以下「民訴」)135条)が認められ、適法といえるか。

2. ~~Y2がX1に^{対し}返還を求めAがX1に差入れた120万円の現金は、本件契約終了後、甲建物の返還と先履行として生じるものである。そして、その具体的な~~
現在給付の訴えが、特に規定による制限もなく認められるのは、給付の対象物が確定しており、原告の主張が認められるのであれば「確定判決を債務名義として執行する(民事執行法(以下「民執」といふ。))22条1号)ことについて問題がないからである。

これに~~対し~~、将来の給付の訴えは、給付の対象となる請求権が未だ存在していない。そのため、原告は、将来請求権が生じる度、何度も訴えを提起しなければならぬ。被告は、原告の主張を、被告の事情変更による請求権の喪失を請求異議の訴え(民執35条)における主張という負担との~~調整を~~^{調整を}図る必要がある。

そこで、「あらかじめその請求をする必要」がある請求とは、①請求権の客観があらかじめ決まっており、将来も継続することが予測され、②被告に有利な事情変更について請求異議の訴え(民執35条)をのみ主張して主として~~本件負担を~~課しても不合理でなく、③現時点で請求権の存在を確保しておく必要性があるものといふ。

3 本件についてみると、Y2が本件訴えにおいて返還を求め120万円の現金返還請求権は、本件契約

答案の記載からご理解されていると思いましたが、将来給付の訴えの定義はより明確に記載した方がよいのではないかと思います。

請求適格に関する判例の判断基準は復習をお願いします(本件でその判断基準を使用することが適当であるかという問題はあると思いますが)。判例の判断基準を一部簡略化していることに何か意味はありましたでしょうか。

/ ページ

裏面へ

終了後、甲建物の返還を失効行として生じるものである。
そして、教金の額は、差入した120万円から原状回復費
の「債務」を控除した残額について生じるものである（民法
622条の2第1項1号）。そのため、①請求額があらかじめ
5 決まっているとはいえない。

また、Xは、教金ではなく、礼金であると争っており、
~~これを請求異議の訴え~~ XからYらに対し（甲建物の明渡
請求訴訟の別件）及びXを提起することも予測される。
そのなかで、120万円が礼金であるとの事実を請求異議
10 訴訟でしか争えないとするとは、②Xにとって不合理で
ある。

さらに、Y2は、Aの遺産について、Y1と遺産分割
協議（民法907条）が終了してあらず、教金返還請求
権 ~~は~~ Y2とY1の共有状態にある（同998条
1項）。そのため、^{Y2がXに対して} Y2がXに対する教金返還請求権を
15 単独行使して120万円請求するとは認められず、後の
遺産分割協議において分割と生じてもそのといえ、③
現時点で請求権の存在を認めない必要はない。

4 したがって、「あらかじめその請求をする必要がある
20 といえず、不適法である。

第2 設問2

1 確認対象について

(1) Y2は、前述のとおり教金返還請求権が本件契約
終了時、甲二後に、甲建物を返還した後に生じるもので
25 あるため、当該時点で「債務」を控除した残額について
Y2に少なくとも60万円2分の1の請求権が認め
られることを確認対象とすべきである。

(2) なぜなら、確認の訴えは、訴訟経済等の
観点から、~~その必要性を~~ 判決により分割と解決
30 あり実効性と必要性が認められなければならない。

共有持分であっても、法定相続分の権利行使はできるのでは（それを理由に訴えが却下されるという記載に違和感を感しました）。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
民事訴訟法			

評価(ABCD)

757511。

として、 X は、120万円につき教金ではなく、~~返還金~~
義務のない礼金と主張しており、120万円が教金である
ことをあらかじめ確定しておくことにより、今後の争点を明確

(2)に記載されている事項も、(3)の当てはめに盛り込めばいいかと思いました(2)記載の事項も含めて、確認の利益は検討されるものではないかと思いました)。

また、Y1は、本件契約の終了自体を争っており、
遺産分割協議も未了であるため、少なくともY2が
返還請求権につき、2分の1の持分を有することと
確信しており、必要があるからである。

2 石炭の利益が減少した点について

(i) 破産人の~~利害~~の利益の要件は、①破産人の対象
②~~破~~の適否、③~~破産~~許しと違状の適否、④
即ち破産の利益が認められることである。

(2) ①は、~~前述の~~原則、現在の法律関係を対象とする
前述の対象は、将来の利益を破産するもののように
見えるが、将来の明滅後の残額があることを条件と
する ~~対象~~ ものといふ。破産対象として適当である。

② も、現時点では、税金について石炭不足には
石炭不足の年とにすぎない。適切である。

③ も、現時点で 敷金の存在を確信しておくことで、早分平を1対1ありと仮定でき、元金も確定の利益が6%認められる。

(2) ~~LEP 107. 破産の利益所も認めない。~~

Xが甲建物の明渡請求をした場合や、Yが乙遺産分割)についての訴訟を提起した場合等

(3) したがって、石炭の利益が認められる。

LXF

最低限の当てはめはできていると思いますが、一言足していくと、より丁寧かと思いました。

例えば、なぜ確認の訴えによるしかないのか(将来給付の訴えは不適法であるから)、なぜ後の紛争を防止することは可能なのか。

これからも頑張ってください。

中野

3 ページ

裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。